

委員からお求めのあった事項について

厚生労働省年金局
平成26年11月14日

諸外国の年金制度による運用と給付等の調整の関係について

	カナダ	スウェーデン	日本
制度体系	<ul style="list-style-type: none"> ● 税方式による定額の老齢保障年金(OAS)が1階部分の年金 ● 社会保険方式による所得比例のカナダ年金制度(CPP)が2階部分相当 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得比例年金は、「賦課方式部分」と「積立方式部分」に分かれる ● 低・無年金者に対しては、税を財源とする保証年金を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定額の国民年金(基礎年金) ● 報酬比例の厚生年金
財政方式	<p>CPP:部分積立方式 ※約2年分の給付額に相当する少額の準備金を維持する賦課方式から、1998年に部分積立方式へ移行。給付増を伴う改正を行う場合、当該増分は完全積立方式で賄うこととされた。 ※年間支出の5年分程度の積立金の保有を目指す。 ※75年間の財政見直しを作成。</p>	<p>所得比例年金については、「賦課方式部分」と「積立方式部分」に分かれる ※賦課方式部分については、バランスシートにより財政の均衡を維持していく考え方。 ※参考として、75年間の財政見直しを作成。</p>	<p>厚生年金・国民年金:賦課方式を基本 ※急速な少子高齢化が進行する中で、一定の積立金を保有し活用することで、将来世代の負担が過大なものにならないようしている。 ※概ね100年間の財政収支見直しをみて、最終的に概ね1年分の積立金を保有しているかどうかを確認することで財政の均衡を図っている。</p>
運用と給付等の調整の関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 1998年改正で導入 ● 3年ごとに行う財政検証において、財政の均衡が崩れていることが判明し、州政府と連邦政府の間で対応措置の合意が得られない場合、以下の自動均衡措置が発動。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険料率について、最低保証料率と保険料率の差の半分相当を3年かけて引き上げ(最大で1年につき0.2%まで) ② 年金給付の物価スライドを3年間凍結 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1990年代～2001年の一連の制度改正の中で、概念上の拠出建て制度(NDC制度)に併せ、バランスシート型の自動均衡機能を導入 ● 経済や人口動態の変動に応じて、支給額を自動的に調整する仕組み。所得比例年金について、将来分を含めた年金債務と年金資産を比較して、債務超過と評価された場合に発動。 ● 政府が毎年算定する「均衡数値」が1を下回っている場合、自動的にみなし運用利回りや年金額のスライド率を変動させる。 ・均衡数値=(将来の保険料総額+年金基金の資産額)÷年金給付債務総額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2004年改正で「マクロ経済スライド」の仕組みを導入 ● 長期的な給付と負担の均衡を図るため概ね100年後に一定の積立金を保有できると判断される段階に至るまでの間、年金額の改定に用いる賃金上昇率や物価上昇率から「スライド調整率」を控除してスライドさせる。 ● 5年に一度行う財政検証のときに、おおむね100年後に年金給付費1年分の積立金を持つことができるように、年金額の伸びの調整を行う期間(調整期間)を見通している。

Total assets of selected Public Pension Reserve Funds in 2012

Country	Name of the fund or institution	Founded in	Assets (1)		
			USD bn.	% of GDP	% increase (compared to the previous year)
Selected countries					
United States	Social Security Trust Fund	1940	2,732.3	17.5	2.0
Japan	Government Pension Investment Fund	2006	1,298.1	23.6	3.4
Saudi Arabia	General Organisation for Social Insurance (2,3)	1969	448.0	66.9	n.d.
Korea	National Pension Service (2,4)	1988	302.9	28.2	7.7
China	National Social Security Fund (4)	2001	175.9	2.1	27.3
Canada	Canada Pension Plan Investment Board (CPPIB)	1997	173.6	9.7	13.0
Sweden	National Pension Funds (AP1-AP4 and AP6)	2000	147.0	26.9	9.6
India	Employees' Provident Fund Organisation (4,5)	1952	106.7	5.4	17.1
Australia	Future Fund	2006	85.7	5.4	12.8
Spain	Social Security Reserve Fund (6)	1997	83.1	6.0	-5.7
France	AGIRC - ARRCO (2,4)	n.d.	65.7	2.5	n.d.
Argentina	Sustainability Guarantee Fund	2007	50.0	11.3	22.7
France	Pension Reserve Fund (4)	1999	47.9	1.8	3.0
Canada	Quebec Pension Plan	1966	39.3	2.2	12.1
Norway	Government Pension Fund - Norway (GPFN)	2006	27.8	5.3	13.4
Belgium	Zilverfonds	2001	25.3	5.1	4.3
Ireland	National Pensions Reserve Fund	2000	19.4	9.0	9.5
New Zealand	New Zealand Superannuation Fund	2001	17.2	10.1	17.4
Portugal	Social Security Financial Stabilisation Fund	1989	14.4	6.6	23.4
Chile	Pension Reserve Fund	2006	5.9	2.2	22.6
Indonesia	Jamsostek (7)	n.d.	14.1	1.6	15.9
Poland	Demographic Reserve Fund	2002	5.3	1.0	28.6
Mexico	IMSS Reserve	n.d.	1.6	0.1	9.7
Bosnia and Herzegovina	The Pension Reserve Fund Of Republic of Srpska	2011	0.2	1.8	3.0
Total selected countries (8)			5,887.3	21.4	5.0
Memo item: Sovereign Wealth Funds with a pension focus (9)					
Norway	Government Pension Fund - Global (GPFG)	1990	694.4	133.1	14.7
Russian Federation	National Wealth Fund (4)	2008	88.6	4.3	-3.7

諸外国の年金基金(運用組織)の説明責任について カナダ(CPPIB)の例

○ CPPIBは連邦及び州の財務大臣からなる10名の監督者(Stewards)による監視を受け、国民に向けてCPPIBの活動状況を報告することを義務づけられている。具体的には、以下を実施している。

- 連邦財務大臣が年次報告書を議会下院に提出する。
- 四半期毎の財務諸表は、連邦及び州の財務大臣に提出され、一般向けにも公表される。
- 記録、システム、業務に関する特別検査が6年に1回、行われる。
- 2年に1度、CPPに加入する9つの州で一般国民向けの公開ミーティングを開催し、CEO自らが出向いて投資方針などについて、直接国民(加入者、受給者)に語りかける機会を設けている。
- ウェブサイトを通じてタイムリーな活動報告を提供する。

年金積立金の管理運用に関する過去の議論

－①年金自主運用検討会報告書(平成9年9月1日)－

○ 年金積立金の自主運用への移行に際し、労使のトップも含め取りまとめられた年金自主運用検討会報告書において、運用の基本方針の策定、運用委員会の設置、運用管理業務を行う組織の要件等が示され、その基本的考え方に基づき、特殊法人年金資金運用基金が設立され、同基金による自主運用が開始された。

○ 年金自主運用検討会報告書(平成9年9月1日)(概要)

➤ 年金積立金の運用の基本方針の策定

保険者(厚生大臣)は、年金財政の長期的見通しや年金積立金運用の基本的考え方を踏まえた運用を行うため、「運用委員会」の意見に基づき、政策的資産構成割合を含めた運用の基本方針を策定する。

➤ 保険料拠出者の代表等からなる運用委員会の設置

年金積立金の運用は、将来の保険料水準に影響を与え、保険料拠出者の利害に直結するので、運用の基本方針の策定等運用の重要事項の決定にあたっては、保険料拠出者や金融・経済の専門家の意見を反映させるとともに、これらの者が運用全般について監視する仕組みを作ることが必要である。保険料拠出者や金融・経済の専門家が参加する「運用委員会」を設置し、年金積立金の運用全般について諮問に応じるとともに、意見具申や建議を行い、また、運用管理機関の指導監督の状況を含め、年金積立金の運用状況を監視するものとする。「運用委員会」の意見については、保険者(厚生大臣)がこれを尊重しなければならないこととする。

「運用委員会」の具体的な在り方については、別途検討する必要があるが、年金積立金運用と年金財政・制度設計との間の整合性を図るため、年金審議会との十分な連携を確保することが必要である。

➤ 運用管理業務を行う組織

① 組織の要件

a. 専門性の確保・・・資産運用に関する専門的知識を有する人材を確保する必要があり、職員の採用や処遇については、組織の判断で柔軟に対応できるようにする。

b. 民間活力の活用・・・公的性格を有する組織である必要があるが、投資判断や組織運営に関し広く裁量を持たせるとともに、組織の最高責任者は民間人を公募するなど、民間活力を活用した組織とする。

c. 責任体制の明確化・・・権限と責任の所在を明確にして、専門家としての忠実義務に違反した場合には、速やかに責任をとる体制を構築する。その際、運用委員会の監視機能の活用を図る。

d. 公平・公正、透明性の確保・・・民間運用機関の選定、資金配分、評価等について、公平・公正、透明性を確保するとともに、情報開示を徹底する。

年金積立金の管理運用に関する過去の議論

①年金自主運用検討会報告書(平成9年9月1日)(続き)ー

➤ 運用管理業務を行う組織

② 組織の性格

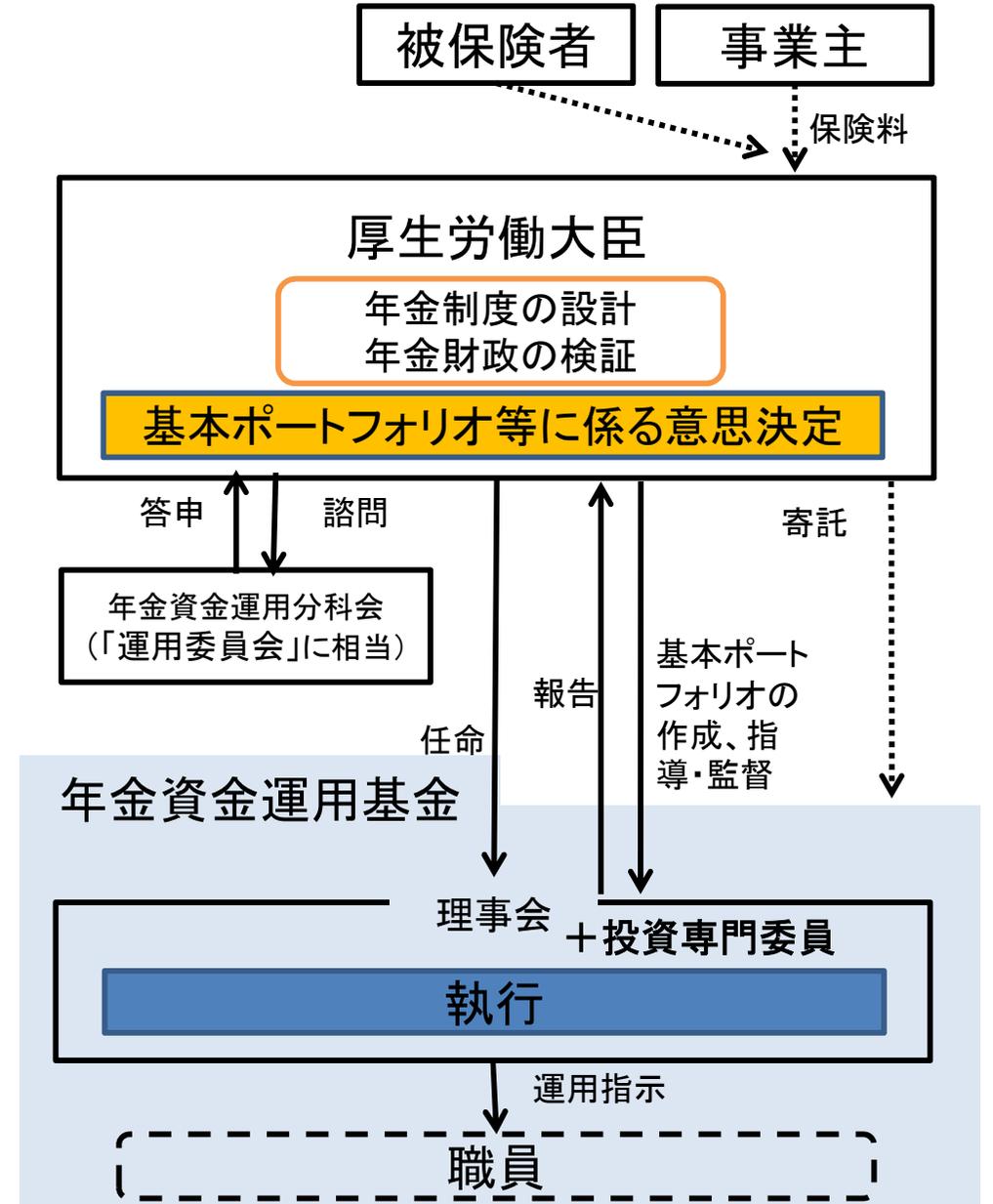
国が自ら運用管理業務を行うことも考えられるが、専門的知識を有する人材を確保することが難しいこと、行政の肥大化につながるおそれがあること、国による企業支配につながる等の理由で国には株式の保有が認められていないこと等から適当でない。このため、国とは別の組織の運用管理機関を設け、運用管理業務を行わせることが現実的である。

この場合、公的性格を有する組織であることが必要であるが、民間活力を最大限発揮させるため、行政の運用管理機関に対する関与は必要最小限にとどめる一方、徹底した業績評価を行う必要がある。

③ 内部組織の在り方

運用管理業務は、高度の専門性を有すること、運用管理業務についての中立性を確保するとともに、運用管理機関としての権限と責任を明確にする必要があることを考慮すると、運用管理機関に数名の専門家からなる「投資委員会」を設置することを検討すべきである。すなわち、「投資委員会」に投資政策の決定、民間運用機関の選定、資金配分、評価等について権限と責任を持たせる。「投資委員会」の委員は、公募等により保険者(厚生大臣)が専門家を任命し、職務にふさわしい処遇を行う。「投資委員会」の下に執行部門を設け、運用管理業務を執行するという考えである。

○年金資金運用基金における運用体制



年金積立金の管理運用に関する過去の議論

－②年金積立金の運用及び運用体制の在り方(平成16年2月4日)－

○ 自民党年金制度調査会・厚生労働部会・行政改革推進本部独立行政法人化委員会合同会議において、「年金積立金の運用及び運用体制の在り方」が提出され、年金積立金の運用体制の在り方についても意見が取りまとめられた。

○ 年金積立金の運用及び運用体制の在り方(平成16年2月4日)(概要)

- 新法人の業務実績は厳正に評価し、適切に責任を問う仕組みとする。
- 年金積立金の運用は、専門性の徹底及び責任の明確化を図り、平成18年度に設立される新しい独立行政法人が行う。新法人は運用業務に特化する。
- 新法人の人員体制は、他法人への業務移管、業務廃止及び業務運営の効率化により、現行約150人の体制を、概ね50人を目途とした効率的な運用体制に向けて大幅な縮減を図る。また、厚生労働省の年金運用に係る組織・人員体制を縮小する。



この内容を踏まえ、平成16年6月に年金積立金管理運用独立行政法人法を制定(年金資金運用基金法は廃止)し、平成18年4月から現在のGPIFの体制となった。

年金積立金管理運用独立行政法人法案 提案理由説明

- この法律案は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図る観点から、年金資金運用基金を廃止し、新たに年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として年金積立金管理運用独立行政法人を設立しようとするものであります。